

特許庁委託事業

新興国（タイ、ベトナム、インドネシア）  
における知財リスク調査

2016 年 5 月

日本貿易振興機構

バンコク事務所

知的財産部

協力

**Mori Hamada Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.**

- ・ 営業秘密の保持者が、当該秘密を保護する適切な会社内の手続を備え、適切な努力により、秘密性を保持していること

### 3. 営業秘密並びに職務発明、職務著作及び職務意匠の保護

#### (1) 営業秘密並びに職務発明、職務著作及び職務意匠の保護に関連する法令、判決・事例

営業秘密と職務発明に関する主な法律としては、インドネシア営業秘密法、インドネシア電子取引及び情報法がある。

#### (2) 営業秘密が保護を受けられる要件、及び保護の内容

上記 2.(6)のとおり、営業秘密法第 1 条第 1 項の営業秘密の定義によれば、営業秘密として保護されるためには、以下の要件を充たさなければならない。

- ・ 営業秘密が、秘密であること（特定の者のみにしか知られていないか、又は一般公衆に知られていないこと）
- ・ 営業秘密に、経済的価値があること（当該秘密を知らない者と比較して、当該秘密の保持者に有利をもたらすこと）
- ・ 営業秘密の保持者が、当該秘密を保護する適切な会社内の手続を備え、適切な努力により、秘密性を保持していること

#### (3) 現地法人の従業員が営業秘密を盗んだり、持ち出したりした場合に取り得る措置

一般的には、営業秘密が盗まれたということを証明することは困難である。

しかし、電子取引及び情報に関する法律（Law No. 11 of 2008, regarding electronic information and transactions）における、未承認コンピューターアクセスの規定により、かかる証明の困難が改善された。以下が、関係する条文である。

電子取引及び情報法

第 30 条

- (1) 故意に、かつ権限なく又は法律に違反して、何らかの方法で他者のコンピュータ及び／又は電子システムにアクセスした者<sup>26</sup>
- (2) 故意に、かつ権限なく又は法律に違反し、電子情報及び／又は電子書類を取得する

<sup>26</sup> 第 46 条第 1 項により、600 万インドネシアルピアの罰金を科される。

目的で、何らかの方法で他者のコンピュータ及び／又は電子システムにアクセスした者<sup>27</sup>

したがって企業は、コンピュータの利用を規制する IT ポリシーを十分に検討すべきである。かかるポリシーには、コンピュータシステムの定期的な監査を規定し、また、退職インタビューの一環として、退職する従業員に割り当てられたコンピュータの監査を実施すべきである。

#### (4) 現地法人の従業員が、退職後同種営業の企業に再就職したり独立開業したりすることの禁止

競業避止については、インドネシアの裁判所において争われたことがない。かかる規定は、以下の法律の趣旨に違反する可能性がある。

##### 憲法第 27 条

全ての人及び市民は、勤労し、人間的な生計を稼ぎ、雇用においては公正で適正な給与及び公正な扱いを受け、能力と技能に従って雇用され、雇用先を自由に選び、公平な雇用条件で雇用される権利を有する。(勤労の人権)

##### 労働法

##### 第 31 条

勤労可能な全ての者は、就業場所が国内か国外かにかかわらず、職業を選択し、就業し又は転職し、及び適正な収入を得る平等の権利と機会を有する。

##### 第 32 条

(1) 職場配置は、透明性、各人の自由・客観性・公正性及び平等の機会の尊重を基礎として、差別なく行われなければならない。

(2) 職場配置は、法的保護が提供されているのに加えて、各人の人間としての尊厳及び権利を守りつつ、就業可能な人員を、技術、職業、技能、才能、興味及び能力に最適な、適正な仕事又は地位に就けるべく指揮されなければならない。

(3) 職業配置は、平等な機会の平等な配分と、無理のない労働力の供給を考慮して、国及び地域の発展計画の必要に応じて、行われなければならない。

<sup>27</sup> 第 46 条第 2 項により、700 万インドネシアルピアの罰金を科される。

人権法第 38 条

(1) 全ての者は、職を自由に選択できる権利と、適正な労働条件を得る権利を有する。

加えて、民事裁判所を通じて競業避止規定を強制することは困難ではある。裁判所の執行官が、競業避止規定に違反した可能性がある従業員に対する抑止命令をどのようにして執行するかは不明である。

これらの問題点があるため、企業は、営業秘密ポリシーを充実させ、また、これを補充する効果的な IT ポリシーを規定すべきである。

企業が、競業避止条項を規定することを希望する場合には、期間を狭め、定義された産業の範囲のみに狭めるべきである。

(5) 現地で生じた職務発明、職務著作及び職務意匠の扱い

ア. 職務発明

職務発明は、以下の条件を満たす場合、雇用者に帰属する。

- a. 当該発明が雇用関係において創作されたこと
- b. 当該発明が、「従業員の職務上得られたデータ及び／又は設備」を用いて創作されたこと

職務発明に対する対価については、次項をご参照いただきたい。

従業員と後に連絡が取れなくなった場合に備えて、職務発明の譲渡に関し、当該従業員から書面による合意を得ることが推奨される。

イ. 職務著作

上記 2.(5)イのとおり、著作権法第 36 条の下では、雇用関係において、又は命令に基づいて創作された著作物の著作者及び権利保有者は、当事者の間に別途合意がない限り、当該著作物を創作した者とされる。

したがって、現地企業と現地企業の従業員との間で、従業員が創作する職務著作につき、雇用主である現地企業を権利保有者とする旨定めた契約を締結することが推奨される。

## ウ. 職務意匠

インドネシア工業意匠法<sup>28</sup>(Law No. 31 of December 20, 2000, regarding Industrial Designs)第7条第3項では、雇用関係において、又は命令に基づいて創作された意匠の創作者及び権利保有者は、両者の間に別途合意のない限り、その意匠を創作した者とされる。

したがって、現地企業と現地企業の従業員との間で、従業員が創作する職務意匠につき、雇用主である現地企業を権利保有者とする旨定めた契約を締結することが推奨される。

### (6) 職務発明、職務著作及び職務意匠に対する対価

職務発明の対価は、以下の特許法第12条によれば、当該発明のもたらす経済的利益に基づくこととされている。この規定により、通常、雇用主は、潜在的な重大な請求又は不明確な将来の責任を負うことになる。

実務上は、雇用主が、事前に相互が承諾して決定した額の対価に拘束されることとし、従業員から書面による合意を得ることが望ましい。後に裁判所が、対価が十分か疑問を持ち、そのような合意の真意につき審理する可能性もあるが、書面による合意により、重大な請求のリスクは減るであろう<sup>29</sup>。

かかる合意により、従業員に、当該発明の価値を評価することが難しいこと、及び、後の商業化の成功は、発明と関係のない、マーケティングや、製品の他の特徴の存在に左右されることを認めさせることができる。

#### 特許法第12条

- (1) 雇用契約において別段の定めがない限り、なされた発明に対して特許を受ける権利を有するのは、使用者である。
- (2) (1)にいう規定は、その雇用契約が発明をなすことを義務付けていないとしても、当該職務において利用できる資料及び設備を使用した従業者又は作業員によりなされた発明に対しても適用される。
- (3) (1)及び(2)にいう発明者は、当該発明から得ることができる経済的利益を考慮して、相当な対価を受ける権利を有する。
- (4) (3)にいう対価は次の方法で支払うことができる。

<sup>28</sup> 特許庁の日本語訳 (<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/ishou.pdf>)

WIPOの日本語訳 (<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/id/id043en.pdf>)

<sup>29</sup> ①特許法第12条について確立した判例が存在しないこと、及び②当該発明のもたらす経済的利益を事前に予測して決定することは困難であることから、対価につき合意をしたとしても、後から改めて対価を請求されるリスクを完全に排除できるわけではない。

- (a) 定額又は一括的報酬
- (b) 歩合
- (c) 一括的報酬と贈与又は特別賞与との組合せ
- (d) 歩合と贈与又は特別賞与との組合せ、又は
- (e) 両者が合意するその他の形態

その額は、関係当事者により定められる。

(5) 対価の額の算出方法及び算定に関して合意が得られない場合には、それに対する判決を商務裁判所が与えることができる。

(6) (1)、(2)及び(3)にいう規定は、特許証においてその名前を記載するための発明者の権利を排除するものではない。

職務著作及び職務意匠に対する対価については、著作権法及び工業意匠法に定めがなく、雇用主と従業員との間の合意次第である。

([http://www.most.gov.vn/Desktop.aspx/S\\_T\\_Legislations/ST-Legislation/The\\_translation\\_is\\_for\\_reference/](http://www.most.gov.vn/Desktop.aspx/S_T_Legislations/ST-Legislation/The_translation_is_for_reference/))

ベトナム労働法 (the Labour Code, 2012 年 6 月 18 日裁可の法律第 10/2012/QH13)

([https://www.jetro.go.jp/ext\\_images/world/asia/vn/business/pdf/VN\\_20120618\\_rev.pdf](https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/vn/business/pdf/VN_20120618_rev.pdf))

(<https://www.ilo.org/dyn/natlex/docs/MONOGRAPH/91650/114939/F224084256/VNM91650.pdf>)

工業所有権に関するベトナム知的財産法の一部条項の施行ガイドライン (2006 年 9 月 22 日施行及び 2010 年 12 月 31 日改正 Decree103/2006/ND-CP)

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/vn/vn008en.pdf>)

研究開発契約のために定式化されたサンプル研究開発契約 (2014 年 4 月 10 日施行 Circular No. 05/2014/TT-BKHCHN)

工業所有権に関する行政上の罰則 (2013 年 8 月 29 日施行 Decree99/2013/ND-CP)

競争分野の違反の取扱いに関する競争法の施行 (2014 年 7 月 21 日施行 Decree 71/2014/ND-CP)

([http://www.itpc.gov.vn/investors/how\\_to\\_invest/law/Decree\\_No.71\\_2014/view](http://www.itpc.gov.vn/investors/how_to_invest/law/Decree_No.71_2014/view))

### 3. インドネシア (第 4 章)

インドネシア特許法 (Law No. 14 of August 1, 2001, regarding Patents)

(<http://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/tokkyo.pdf>)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=174132](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=174132))

インドネシア商標法 (Law No. 15 of August 1, 2001, regarding Marks)

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/shouhyou.pdf>)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=176869](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=176869))

インドネシア営業秘密法 (Law No. 30 of December 20, 2000, regarding Trade Secret)

([http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file\\_id=182062](http://www.wipo.int/wipolex/en/text.jsp?file_id=182062))

教育文化省所管 高等教育を伴う協力に関する 2014 年規則 (Regulation of Ministry of Education and Culture No. 14 of 2014 concerning Cooperation with Higher Education in)

インドネシア著作権法 (Law No. 28 of 2014 concerning Copyright Law)

電子取引及び情報に関する法律 (Law No. 11 of 2008, regarding electronic information and transactions)

インドネシア工業意匠法 (Law No. 31 of December 20, 2000, regarding Industrial Designs)

(<https://www.jpo.go.jp/shiryousonota/fips/pdf/indonesia/ishou.pdf>)

(<http://www.wipo.int/edocs/lexdocs/laws/en/id/id043en.pdf>)

特許庁委託事業

新興国（タイ、ベトナム、インドネシア）における知財リスク調査

発行

日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部

協力

Mori Hamada Matsumoto (Thailand) Co., Ltd.

2016 年 5 月発行 禁無断転載

本冊子は、2015 年度に日本貿易振興機構バンコク事務所知的財産部が調査委託を行った Mori Hamada Matsumoto (Thailand) Co., Ltd. が実施した調査報告に基づくものであり、その後の法改正等によって記載内容の情報は変わる場合があります。また、記載された内容には正確を期しているものの、完全に正確なものであると保証するものではありません。